

江の川水系下流支川域川づくり検討委員会

河川整備計画本文・付属資料（素案）概要

令和3年12月21日（第1回）

河川整備計画の内容

| 流域と河川の概要 | 河川整備計画の対象区間、対象期間 | 河川整備計画の目標に関する事項 | 河川の整備の実施に関する事項 | 河川の整備を総合的に行うために必要なその他の事項 |
|--|--|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 地質、地形 気候 自然環境 人口、産業 歴史、文化 土地利用 河川の特徴 | <ul style="list-style-type: none"> 河川整備計画の対象区間 河川整備計画の対象期間 | <ul style="list-style-type: none"> 洪水による災害の発生防止又は軽減に関する事項 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 河川環境の整備と保全に関する事項 | <ul style="list-style-type: none"> 河川工事の目的、種類、施行の場所 河川管理施設の機能の概要 河川の維持の目的、種類、施行の場所 | <ul style="list-style-type: none"> 河川情報の提供 地域や関係機関との連携 |



河川法施行令及び運用に関する通知により記載が必ず必要な事項



法律に定めはないが、計画を策定する上で必要な事項

江の川水系下流支川域河川整備計画の変更経緯

○H13.6.22 河川整備計画策定

対象期間：概ね10年

都治川流域：波積ダム建設、河岸整備・・・・・・・・河岸整備のみ完了

小谷川流域：放水路トンネル建設及び河道改修・・・・・・・・H18年事業完了



- ・ H21.12 「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換
- ・ H22.9 国から波積ダムの検討について要請
- ・ H25.7 波積ダムの「事業の継続」が決定

○H26.6.5 河川整備計画（第1回変更）

対象期間：概ね10年

都治川流域：波積ダム建設

主な変更内容：都治川の計画高水流量の変更（治水目標は1/50で変更なし）



- ・ H30.7、R2.7 江の川及び支川で家屋浸水被害が発生
- ・ R3.3 江の川流域の対応方針などをまとめた河川事業分の「今後10年間の公共土木事業の実施方針」を公表

○R3 河川整備計画（第2回変更）・・・・・・・・今回

対象期間：概ね10年（矢谷川）

都治川流域：波積ダム建設・・・・・・・・R4年度完了予定

矢谷川：土地利用一体型水防災事業を活用した宅地嵩上げ等を実施・・・・・・・・新規追加

奥谷川、長良川、榎谷川、久井谷川、田津谷川：対策及び施行について国と県で調整を図ることを追記

河川整備計画本文・付属資料の主な変更事項

変更の目的

- 矢谷川に関する内容を追加
(過去の洪水概要、河川の整備の実施に関する事項、動植物に関する現地調査結果の反映など)
- 奥谷川、長良川、榎谷川、久井谷川、田津谷川に関する内容を追記
(過去の洪水概要、河川の整備の実施に関する事項など)

その他変更事項

- 波積ダム本体構造の変更
(基礎地盤高の変更等に伴うダム本体構造の諸元の変更で、治水計画は変更なし)
- 「洪水による被害軽減に関する目標」の記載内容の見直し
(防災情報の提供等の記載を追記)
- 「河川管理施設の維持管理」に老朽化対策を追記
- 記載データ等の時点修正
(既往の洪水、降水量、気温、人口、産業構造、観光、文化財、河川の水質など)
- 文言等の軽微な修正・変更

1. 流域と河川の概要

本文対比表 P3
 付属資料対比表 P5～9

流域と河川の概要

◆変更事項：文言等の軽微な修正・変更

- ・江の川は、中国地方の河川では最大の流域面積3,900km²を持ち、中国地方中央部における社会、経済、文化の基盤を形成している
- ・下流支川域は、江の川水系の中で島根県に位置する支川のうち、出羽川流域及び八戸川流域を除く支川全域である

【江の川全体の流域概要】

流域面積の約2/3
 が広島県側

【流域面積 (km²)】

| 島根県 | 広島県 | 計 |
|-------|-------|-------|
| 1,260 | 2,640 | 3,900 |
| 32% | 68% | 100% |

【幹線流路延長 (km)】

| 島根県 | 広島県 | 計 |
|------|-------|-------|
| 86.3 | 107.7 | 194.0 |
| 44% | 56% | 100% |

【江の川下流支川域の流域概要】



流域面積:約648km²
 42流域68河川

関係市町 (2市4町)

- ・大田市
- ・江津市
- ・川本町
- ・邑南町
- ・美郷町
- ・飯南町

※赤字河川：河川整備計画の「河川の整備の実施に関する事項」に記載の河川

江の川水系 八戸川流域

江の川水系下流支川域



江の川水系 出羽川流域

1. 流域と河川の概要

本文対比表 P3
付属資料対比表 P10～17

地形・地質

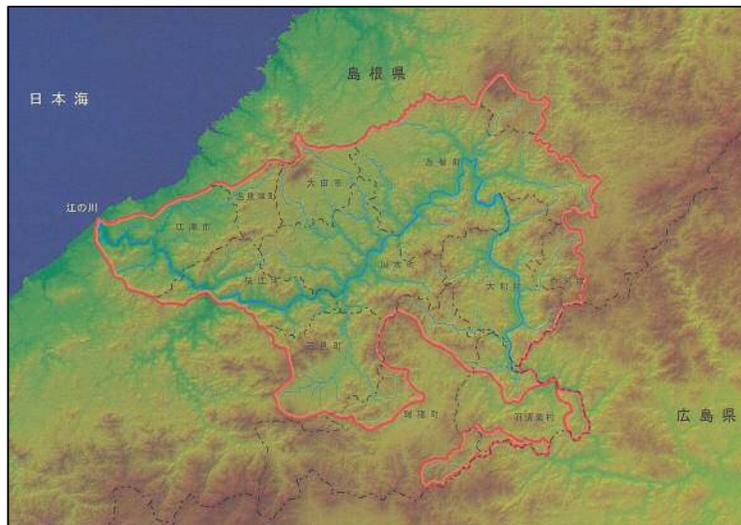
◆変更事項：文言等の軽微な修正・変更

- ・河川の浸食作用により形成された、標高50～400m程度の準平原が広く分布している
- ・河口部を除いて、川沿いのほとんどが低山地に挟まれた急峻な谷地形である
- ・支川は江の川に急流で落ち込み、また地質は流紋岩類や花崗岩であり岩質が堅いことから浸食を受けにくく、断魚溪、蟠龍峡、大槇谷峡谷、観音滝、岩瀧寺の滝等、各所で渓谷美を作り出している

気候

◆変更事項：データの時点修正

- ・年間降水量は、北部平野部で約1,600～1,800mmに対し、山地部の方が約1,800～2,000mmと多い
- ・江の川下流支川域は「日本海型気候地域」に属し、冬には積雪地帯となる



出典：数値地図50mメッシュ(標高) (国土地理院、平成11年11月)



断魚溪



観音滝

1. 流域と河川の概要

本文対比表 P3

付属資料対比表 P19～30

自然環境

◆変更事項：記載動物の見直し

- ・大山隠岐国立公園三瓶山地域や、国の名勝に指定されている断魚溪などの溪谷的自然が多く残る地域である
- ・魚類は、アユやカワムツなどのほかにオヤニラミやズナガニゴイ、アブラボテなどが生息しており、山陰地方の他の河川と比較した場合、多様な魚類相が見られる
- ・鳥類ではカワセミ、ヤマセミ等、爬虫類ではニホンイシガメ等、両生類ではオオサンショウウオ、カジカガエル等が見られるなど、多様な動物が生息している
- ・植生は、気候帯から分類すると標高800m程度までがヤブツバキクラス域の温暖帯、標高800m以上がブナクラス域の冷温帯に属している

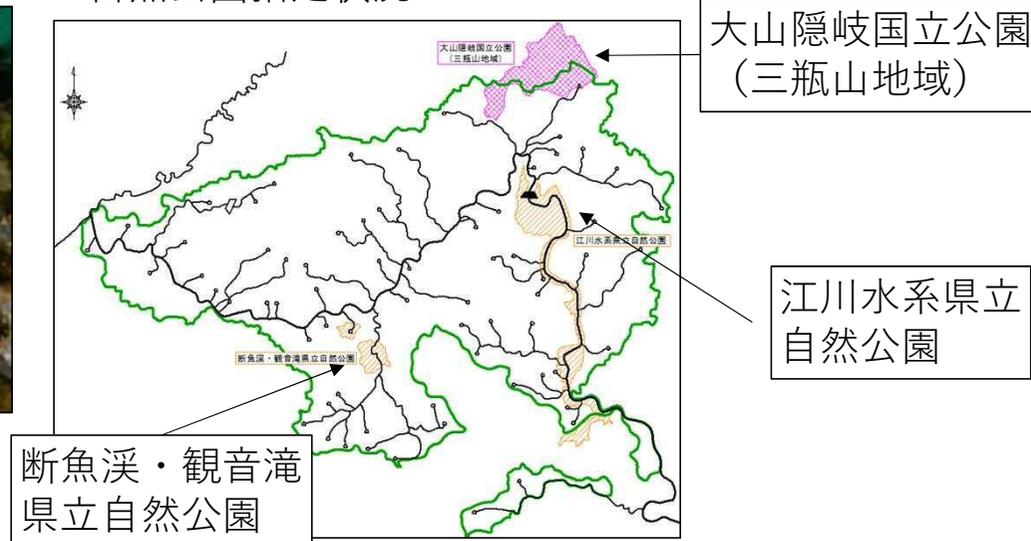


オオサンショウウオ



オヤニラミ

<自然公園指定状況>



1. 流域と河川の概要

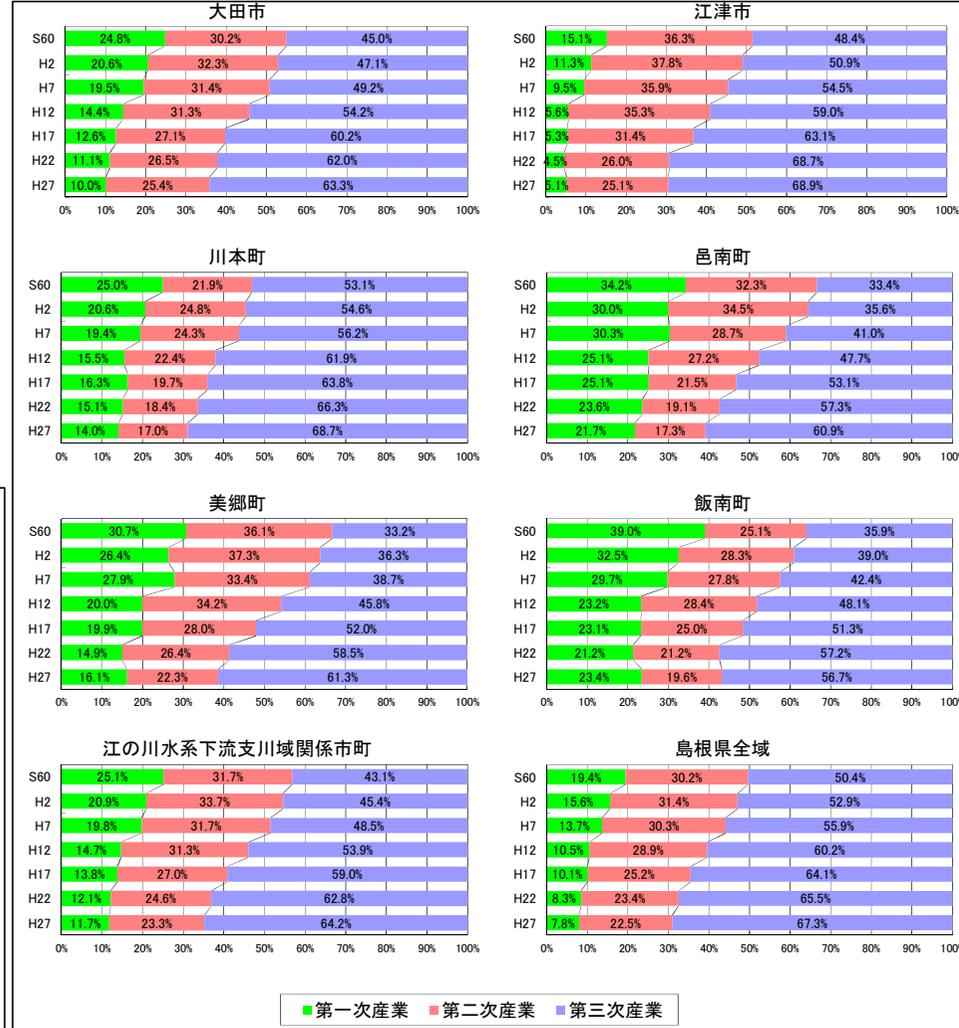
本文対比表 P4
 付属資料対比表 P31～39

人口・産業

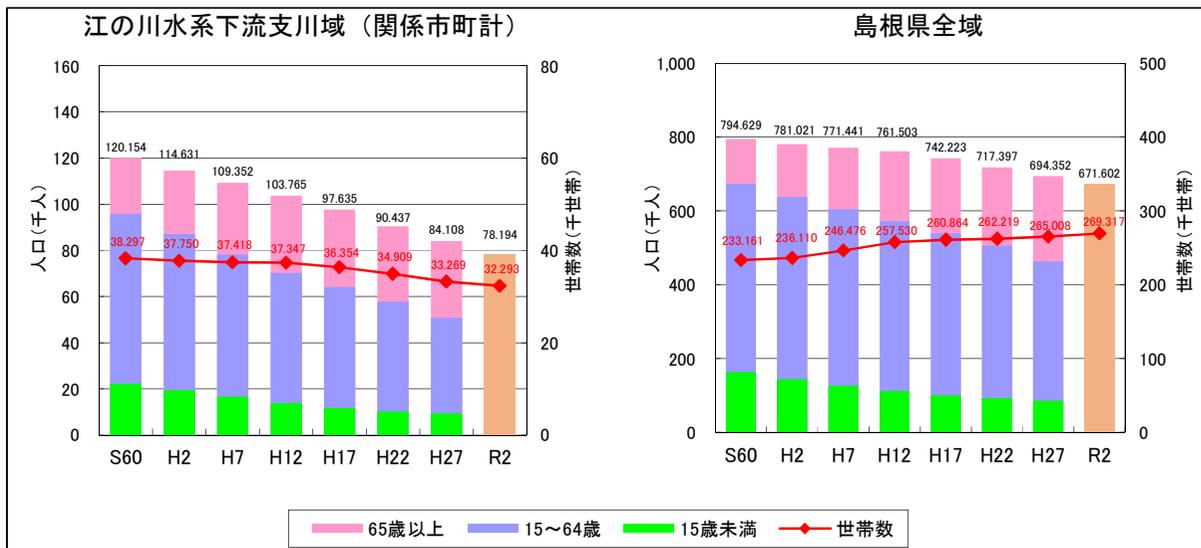
◆変更事項：データの時点修正

- ・国勢調査によると、流域内の関係市町の人口は昭和後期に比べて、**3割以上減少**している
- ・人口の減少率は島根県全体の減少率を大きく上回っており、**少子高齢化も進んでいる**
- ・第1・2次産業は減少、第3次産業は増加が見られる

<産業別就業者数構成率の推移>



<人口と世帯数の推移>



1. 流域と河川の概要

本文対比表 P4
 付属資料対比表 P45～50

(歴史・文化・伝統芸能)

◆変更事項：データの時点修正

- ・江の川水系下流支川域の歴史は古く、縄文・弥生時代の遺跡も発見されている
- ・江戸時代には、石見銀山の開発や、江の川を用いた舟運により江津や浜原などが繁栄していた
- ・中国山地一帯は良質の砂鉄の産地であり、古来邑智郡を中心とした釷地帯であった
- ・江の川水系下流支川域には建造物、絵画、彫刻、工芸品などで、数多くの文化財が見られる
- ・豊かな自然環境を反映し、三瓶山自然林など天然記念物も点在している

<流域関係市町の指定文化財>

| 市町名 | 種別 | 国指定 | 県指定 | 市町指定 |
|-----|---|-----|-----|------|
| 大田市 | 天然記念物 (2)、絵画 (2)、彫刻 (1) | 1 | 1 | 3 |
| 江津市 | 工芸品 (2)、登録有形文化財 (31)、彫刻 (4)、天然記念物 (5)、建築物 (1)、絵画 (1)、書跡 (1)、典跡 (6)、古文書 (1)、歴史資料 (3)、無形民俗文化財 (1)、史跡 (1)、名勝 (1) | 32 | 2 | 24 |
| 川本町 | 建築物 (4)、史跡 (1)、古文書 (2)、天然記念物 (1) | 0 | 2 | 6 |
| 美郷町 | 天然記念物 (6)、絵画 (1)、彫刻 (2)、工芸品 (1)、無形民俗文化財 (3)、史跡 (1) | 0 | 3 | 11 |
| 邑南町 | 名勝 (1)、登録有形文化財 (4)、有形民俗文化財 (1)、無形民俗文化財 (1)、史跡 (6)、天然記念物 (5)、建築物 (2)、彫刻 (2) | 5 | 4 | 13 |
| 飯南町 | 古文書 (1)、天然記念物 (1) | 0 | 0 | 2 |

1. 流域と河川の概要

本文対比表 P4~5

付属資料対比表 P23,25,67,77

河川の特徴

◆変更事項：文言等の軽微な修正・変更（水質に関する事項は、データの時点修正あり）

- ・江の川水系下流支川域内ではアユ漁をはじめとした漁業・遊漁や、アユやサケの稚魚の放流会などが行われている

矢谷川の特徴

◆変更事項：新規追加

- ・河床は全区間を通じて礫・砂で構成されており、一部岩盤が露頭している箇所もみられる
- ・上流区間は1/40~1/50程度の急勾配となっていますが、江の川合流点付近では1/90程度である
- ・河道内にはツルヨシ群落が優占しており、浮石状態の瀬にはアカザやヨシノボリ類などが生息している
- ・江の川本川との連続性が保たれており、下流部ではアユやアユカケ（カマキリ）等も遡上している



サケの稚魚放流会



アカザ



アユカケ（カマキリ）

2. 河川整備計画の対象区間、対象期間

本文対比表 P6~10
 付属資料対比表 P9

対象区間

◆変更事項：一覧表の変更
 (対象区間の変更なし)

- ・ 4 2 流域 6 8 河川

島根県が管理する
 河川の全ての区間

対象期間

◆変更なし

- ・ 概ね 10 年間

(現行)

- ・ 都治川 (波積ダム) で概ね 10 年間

(今回)

- ・ 都治川 (波積ダム) は、R4 年度完了予定
- ・ 矢谷川で概ね10年間



※赤字河川：河川整備計画の「河川の整備の実施に関する事項」に記載の河川

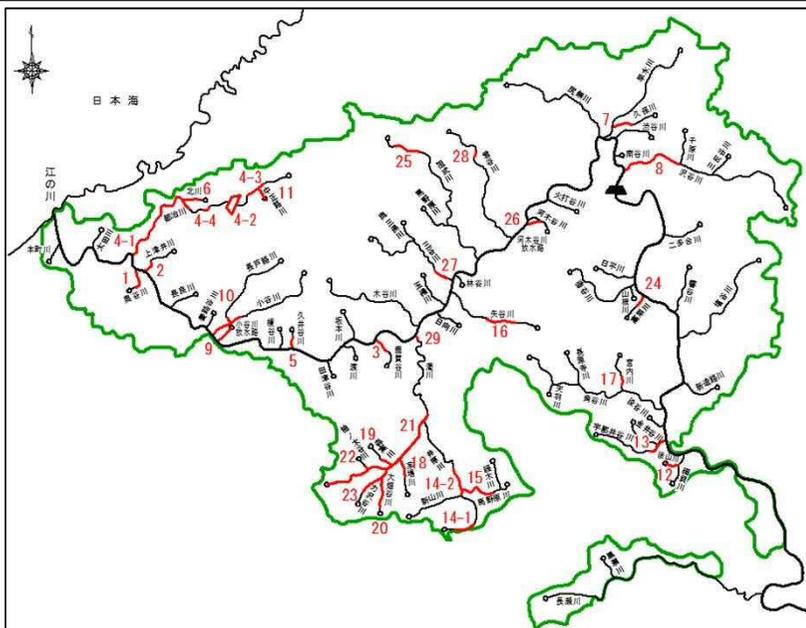
3. 河川整備計画の目標に関する事項

<洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項>

過去の洪水概要、治水事業の沿革

◆変更事項：矢谷川、奥谷川ほか4河川の記載を追加

- ・ S46、S47年災害を受け、29河川で河川改修事業を実施しているが、未だ十分な治水対策が実施されていないのが現状である
- ・ 近年も、江の川本川のバックウォーターにより、家屋や農地の浸水被害が発生している



本文対比表 P11~17
 付属資料対比表 P54~61

| No. | 河川名 | 市町村名 | 事業名 | 延長 (km) | 施工期間 (年度) | 備考 |
|------|-------|------|------------|---------|-----------|----------|
| 1 | 奥谷川 | 江津市 | 河川災害関連事業 | 1.7 | S46~S48 | |
| 2 | 上津井川 | 江津市 | 河川災害関連事業 | 0.9 | S46~S48 | |
| 3 | 鹿賀谷川 | 江津市 | 河川災害関連事業 | 1.2 | S46~S48 | |
| 4-1 | 都治川 | 江津市 | 河川災害復旧助成事業 | 7.2 | S46~S49 | |
| 4-2 | 都治川 | 江津市 | 波積ダム建設事業 | - | H6~ | |
| 4-3 | 都治川 | 江津市 | 県単独事業 | 1.6 | H11~H15 | |
| 4-4 | 都治川 | 江津市 | 県単独事業 | 0.3 | R1~R3 | |
| 5 | 久井谷川 | 江津市 | 河川災害関連事業 | 0.8 | S47~S49 | |
| 6 | 北川 | 江津市 | 河川災害関連事業 | 1.2 | S50~S52 | |
| 7 | 久保川 | 美郷町 | 小規模河川改修事業 | 1.3 | S50~S52 | |
| 8 | 沢谷川 | 美郷町 | 河川災害関連事業 | 3.8 | S50~S52 | |
| 9 | 小谷川 | 江津市 | 中小河川改修事業 | 1.7 | S57~H17 | 小谷川放水路含む |
| 10 | 長戸路川 | 江津市 | 中小河川改修事業 | 0.3 | S57~H17 | |
| 11 | 中正路川 | 大田市 | 県単独事業 | 1.7 | S58 | |
| 12 | 後山川 | 邑南町 | 河川災害関連事業 | 0.8 | S58~S59 | |
| 13 | 宇都井谷川 | 邑南町 | 河川災害関連事業 | 1.6 | S58~S60 | |
| 14-1 | 井原川 | 邑南町 | 河川災害関連事業 | 0.8 | S58~S60 | |
| 14-2 | 井原川 | 邑南町 | 河川災害関連事業 | 1.1 | S58~S60 | |
| 15 | 馬野原川 | 邑南町 | 河川災害関連事業 | 2.2 | S58~S60 | |
| 16 | 矢谷川 | 川本市 | 河川災害関連事業 | 1.3 | S58~S60 | |
| 17 | 宮内川 | 美郷町 | 河川災害関連事業 | 0.7 | S58~S60 | |
| 18 | 茅場川 | 邑南町 | 河川災害復旧助成事業 | 0.9 | S58~S62 | |
| 19 | 森実川 | 邑南町 | 河川災害復旧助成事業 | 0.7 | S58~S62 | |
| 20 | 大畑谷川 | 邑南町 | 河川災害復旧助成事業 | 2.3 | S58~S62 | |
| 21 | 濁川 | 邑南町 | 河川災害復旧助成事業 | 8.7 | S58~S62 | |
| 22 | 柚ノ木谷川 | 邑南町 | 河川災害復旧助成事業 | 0.3 | S58~S62 | |
| 23 | 力沢谷川 | 邑南町 | 河川災害復旧助成事業 | 1.6 | S58~S62 | |
| 24 | 高梨川 | 美郷町 | 小規模河川改修事業 | 0.3 | S59~S62 | |
| 25 | 祖式川 | 大田市 | 河川局部改良事業 | 1.5 | S59~H3 | |
| 26 | 河木谷川 | 美郷町 | 小規模河川改修事業 | 0.8 | S60~H4 | 河木谷川放水路 |
| 27 | 三谷川 | 川本市 | 河川局部改良事業 | 1.5 | S61 | |
| 28 | 君谷川 | 美郷町 | 県単独事業 | 0.3 | H11 | |
| 29 | 濁川 | 川本市 | 総合流域防災事業 | 0.2 | R1~R2 | |

3. 河川整備計画の目標に関する事項

<洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項>

本文対比表 P18
付属資料対比表 P62～63

洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する目標

◆変更事項：宅地嵩上げ等による治水対策を追加

- ・各流域の特性に応じて個別に目標を設定し、洪水を安全に流下させることにより、**家屋及び農地等の浸水被害を防ぐ**
- ・地形的制約等がある場合で、宅地嵩上げ等による整備が効率的な箇所については、**宅地嵩上げ等による治水対策をまちづくりと連携して進める**

※具体的な整備については、「4」で記載

◆変更事項：災害の軽減に関する事項を追加

整備段階での洪水や計画規模を上回る洪水に対して**被害を最小限に食い止める**ためには・・・

- ・インターネット等によるリアルタイムの河川水位や雨量情報の提供
- ・河川監視カメラの整備
- ・ハザードマップの普及推進
- ・自主防災組織の育成強化に向けた協力支援
- ・水防活動との連携、情報伝達体制及び警戒避難体制の整備

3. 河川整備計画の目標に関する事項

<河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項>

本文対比表 P19

付属資料対比表 P64～67

水利用の状況

◆変更事項：データの時点修正

- ・ 下流支川域内での主な水利用は、**農業用水**、**水道用水**、**水力発電用水**などがある
- ・ 許可水利権 28 件、慣行水利権 631 件の水利用がある
- ・ 主な土地利用が田畑であることから、これらの田畑を潤すため約**1,020ha**の灌漑用水に利用されている

過去の渇水概要

◆変更事項：文言等の軽微な修正・変更

- ・ 江の川水系では、昭和42年、昭和53年、平成3年、平成4年、平成6年と渇水が発生
- ・ 平成6年の渇水では、江の川本川の流量が減少した結果、**塩分濃度が上昇**し、江の川の流水を農業用水として利用している江津市松川町八神では、**水稻に塩害が発生**
- ・ 川本町三原地区で**夜間断水**が行われ、309世帯に影響が出た

流水の正常な機能とは・・・

河川の流水が本来持っている機能のことをいう

- ・ 清潔な水の状態
- ・ 既得水利の取水量の確保など
- ・ 漁業
- ・ 動植物の生息地、生育地の保全 など

3. 河川整備計画の目標に関する事項

本文対比表 P20
付属資料対比表 P64～65

<河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項>

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

○都治川

◆変更事項：データの時点修正

概ね10年に1回程度発生する渇水時においても、流水の正常な機能の維持のために必要な流量（都治橋地点）
しろかき期概ね0.32m³/s、普通かんがい期概ね0.3m³/s、非かんがい期概ね0.26m³/s

（参考）都治橋地点の流況（36年間の日平均流量）

| 豊水流量 (95日) | 平水流量 (185日) | 低水流量 (275日) | 渇水流量 (355日) |
|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 1.40(m ³ /s) | 0.80(m ³ /s) | 0.49(m ³ /s) | 0.25(m ³ /s) |

※○○流量とは、1年を通じて△日はこれを下回らない流量

例えば、渇水流量は、355日はこれを下回らない流量⇒1年を通じて10日間はこの流量を確保できない

○その他の河川

◆変更事項：異常渇水時の記載を追加

- ・ 今後、必要に応じて調査検討を行うこととし、目標流量は定めないが、関係機関と調整しながら合理的な水利用の促進を図る
- ・ 異常渇水時には関係機関への情報提供や収集を行い、円滑な渇水調整に努める

3. 河川整備計画の目標に関する事項

<河川環境の整備と保全に関する事項>

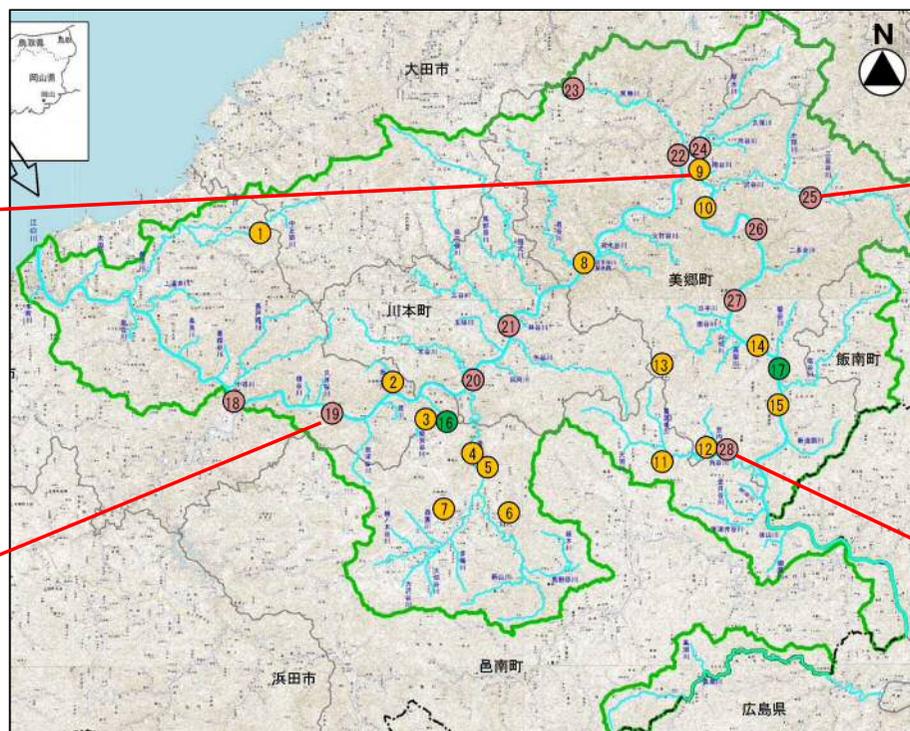
本文対比表 P21～23

付属資料対比表 P42～44,75～77

河川環境の現状と人々との関わり

◆変更事項：データの時点修正（記載動物の見直しあり）

- ・豊かな自然環境を有している河川が多く、水辺空間の利用が盛んである
- ・沿川の市町村は、水辺を利用したイベントの開催、自然学習の場としての利用や各種施設の整備など、地域と川の積極的な交流を図っている



3. 河川整備計画の目標に関する事項

<河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項>

本文対比表 P24

付属資料対比表 P23～28,42～44,75～77

河川環境の整備と保全に関する目標

◆変更事項：文言等の軽微な修正・変更

多様な河川環境を確保するための多自然川づくりの取組みを推進

- ・水際に変化をつける
- ・瀬や淵などの現況の河道特性を極力活かす
- ・動植物の良好な生息・生育・繁殖環境の保全 など

工事の実施時は・・・

- ・生物の生活史を視野に入れた施工時期の設定
- ・濁水の流出防止対策
- ・工事内容及び保全対象に応じて自然環境への影響に対し適切に対処

⇒良好な自然環境を保全

- ・周辺の景観と調和し生態系に配慮した水辺空間の形成
- ・河川とのふれあいの場を形成
- ・美しい河川環境を維持するよう努める

4. 河川の整備の実施に関する事項

本文対比表 P25～30
付属資料対比表 —

<河川の整備の実施に関する事項>

河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

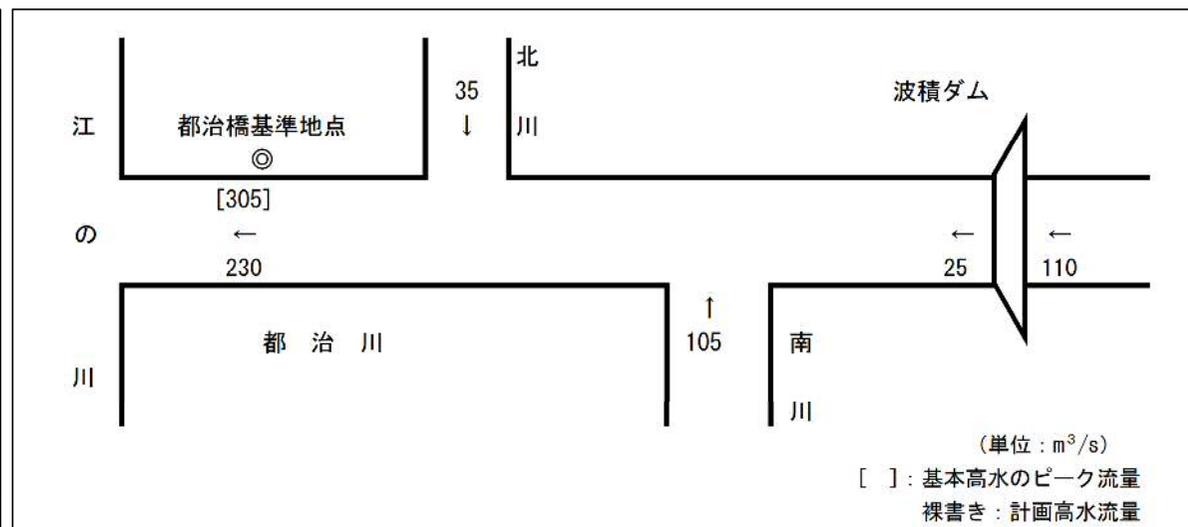
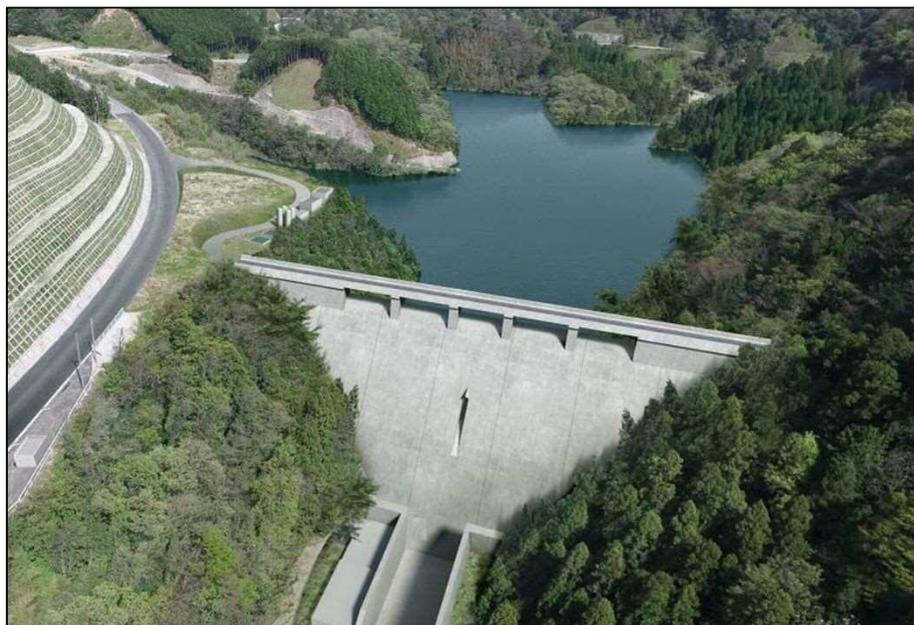
①都治川

◆変更事項：ダム本体構造の諸元の変更（治水計画は変更なし）

昭和47年7月洪水と同規模の洪水（※）に対して、家屋及び農地の浸水被害を防ぐため、江津市波積町本郷地先に波積ダムを建設

※都治川流域内で235mm/日の雨が発生した場合

<波積ダムの完成イメージ>



4. 河川の整備の実施に関する事項

本文対比表 P25～32
付属資料対比表 —

<河川の整備の実施に関する事項>

河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

③奥谷川、長良川、榎谷川、久井谷川、田津谷川

◆変更事項：記載を追加

江の川の水位上昇による浸水被害を防止するための対策及び施行については、**江の川管理者及び支川管理者で調整を図る**



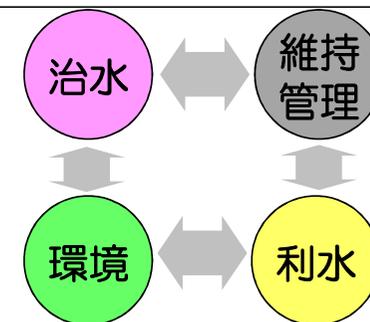
4. 河川の整備の実施に関する事項

本文対比表 P33
付属資料対比表 —

<河川の整備の実施に関する事項>

河川の維持の目的、種類及び施行の場所

豊かな自然と清流を有するこの地域の特性を踏まえ、河川の機能を維持していくために・・・



①河道の維持管理

◆変更事項：生物の生息・生育環境への配慮を追記

- ・河道の流下能力を確保するため河床掘削する際は、環境面にも配慮した対策の実施
- ・河道内に繁茂し、流下能力に影響がある立木を伐採
- ・河川愛護団体と連携協力（除草、河川美化など）

②河川管理施設の維持管理

◆変更事項：老朽化対策を追記

- ・平常時の河川巡視や点検の実施
- ・施設の機能を維持するため、老朽化対策を実施

③河川敷地の維持管理

◆変更なし

- ・河川敷地の占用者にも、安全面の管理体制や緊急時の通報体制を確立するよう指導
- ・不法投棄がないよう啓発活動を実施するとともに、関係機関と連携して対策を実施

5. 河川の整備を総合的に行うために必要なその他の事項

本文対比表 P35
 付属資料対比表 P62～63

河川情報の提供

◆変更事項：文言等の軽微な修正・変更

- ・「島根県水防情報システム」により、雨量・水位の観測データをリアルタイムで提供
- ・「しまね防災情報」を通じて、気象情報・河川情報・土砂災害情報・避難情報など防災に関する様々な情報を提供
- ・ハザードマップの普及推進
- ・地域住民による防災活動等とも連携しながら住民の安全や避難行動、地域防災活動を支援

<しまね防災情報ホームページ>



<島根県水防情報システム>



5. 河川の整備を総合的に行うために必要なその他の事項

本文対比表 P35～36
 付属資料対比表 P62～63,78

地域や関係機関との連携

○河川愛護活動の支援

◆変更事項：データの時点修正

- ・ハートフルしまね（島根県公共土木施設愛護ボランティア支援制度）などを通じて・・・
- ・地元自治会や関係機関と連携・協力して森林保全、河川愛護の普及・啓発、草刈、清掃等の河川美化活動の支援
- ・地域で行われるイベントや活動等の地域づくりの支援

○学識経験者等との連携

◆変更なし

- ・多自然川づくりなどの河川整備の設計・施工
 ⇒必要に応じて学識経験者や関係分野の専門家に意見を聴きながら整備を進める

○緊急時における対応

◆変更なし

- ・河川整備段階での洪水や計画規模を上回る洪水に対し、被害を最小限に食い止めるため、関係機関や自主防災組織、地域住民と協力して被害軽減対策を講じる
- ・洪水氾濫のおそれがある場合や洪水氾濫発生時は、水防関係機関と密接な連絡を保つとともに、水防活動を支援
- ・異常渇水時には国と連携し、関係機関や地域住民に情報提供し、円滑な渇水調整に努める
- ・水質事故が発生した場合は、事故状況の把握、関係機関への連絡、河川状況や水質の監視を行い、事故処理等を原因者及び関係市町や国土交通省などの関係機関と協力して行う



5. 河川の整備を総合的に行うために必要なその他の事項

本文対比表 P36
付属資料対比表 P69～74

地域や関係機関との連携

○施設管理者や他機関との調整

◆変更事項：内水対策、特定外来種に関する内容を追記

- ・ 関係市町と連携し、必要に応じて総合的な治水対策を実施し、外水や内水の氾濫による被害の軽減を図る
- ・ 河川管理上影響を及ぼす開発行為は、必要に応じて関係機関と連携して流出抑制対策等の調整を図る
- ・ 関係機関との連携により、特定外来生物の生息・生育状況の把握に努める



○地域が一体となった取り組み

◆変更事項：文言等の軽微な修正・変更

- ・ 良好な水資源の確保や県土保全を担う森林等をはじめ、江の川水系下流支川域の自然環境が地域共有の財産
⇒ 河川整備、河川の利用並びに河川環境に関する地域の意見・要望を十分に把握し、地域と一体となった河川整備の推進に努める
- ・ 良好な水質を確保していくためには、行政、事業者、住民及び民間団体等が一体となって、水質浄化へ向けた意識（「みんなで江の川をきれいに」）の向上を図る

河川整備計画策定スケジュール

